

高知保険医協会FAXニュース

No.30

高知保険医協会事務局
2020.9.14

高知県「検査協力医療機関」85医療機関を公表

高知県は、新型コロナウイルス感染症の検査が受けられる医療機関として県内18市町村の85医療機関をホームページで公表しました。今まで「新型コロナウイルス健康相談センター」を通じて「帰国者接触者外来」あるいはそれと同等の機能を持つとされた医療機関でしかできなかつた、新型コロナウイルス感染症の行政検査が、これらの医療機関で直接検査ができるようになりました。ただ、県の目指している3桁の医療機関数にはまだ届かず、地域によっては数が少ないと一部の医療機関に患者が集中するおそれがあるとして公表されていないこともあり、16市町村では検査協力医療機関の公表はありません。

アンケート（中間集計）では49%が「検査協力医療機関」申請せず

当協会が先週行った「新型コロナウイルス感染症の影響に関する第3次アンケート」の中間集計では、回答を寄せた医科の111医療機関のうち、県の「検査協力医療機関」に「申請した」あるいは「申請の予定」と答えたところが33医療機関（29.7%）で、「申請の予定はない」との答えは54（48.6%）となっています。申請しない理由としては、感染リスクの心配はもちろんですが、感染疑いの方とそうでない方の動線を分けることが困難であつたり、対応する人手がないという理由も多くあります。

「新型コロナ」の検査受入には、少なくとも診察室を分け、マスク及び手袋を

9月9日付で改めて「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について」の厚労省事務連絡が出され、新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するために求められる要件が示されています。それによると、新型コロナウイルス感染症疑いの患者さんとそれ以外の患者さんの動線を可能な限り分けること、少なくとも診察室を分けることが望ましいとされ、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策の実施が求められています。また、唾液検体を回収する際には、サーナカルマスク及び手袋の着用を、鼻腔や咽頭から検体を採取する際にはさらに眼の防護具、ガウンを装着するとされています。

「疑義解釈（その32）」が発出されています

「Ampdirect2019-nCoV 検出キット」（株式会社島津製作所）及び「アイデンシーパック SARS-CoV-2」（株式会社アークレイファクトリー）が保険適用となっています。

インフルエンザ予防接種、65歳以上等「定期接種対象者」は10/1から、それ以外は10/26以降

今冬はインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、10月1日からはまず予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の方等）の接種を優先し、それ以外の方の接種は10月26日以降としていただくよう呼びかけること、その中でも医療従事者、65歳未満の基礎疾患有する者、妊娠、乳幼児（生後6か月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々に早めの接種を呼びかけるとして、呼びかけのリーフレットが作成されています。

9月4日付事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」では、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて（新型コロナウイルス感染症の検査も含めて）検査を受けられる体制を整備するとしています。地域で身近な多くの医療機関が、県が呼びかけている「検査協力医療機関」となることで、その整備が進む事になりますが、「検査協力医療機関」となることができない医療機関でも、適切な医療機関の紹介等、発熱患者等からの相談に対応できる体制の整備が呼びかけられています。

「新型コロナウイルス感染症診療の手引」が第3版となっています